



若杉を徹底的に追い込み今年こそ！勝利するぞ

南労会支部

新年あけましておめでとうございます。本年も元旦早々から、若杉常務理事糾弾集会とデモにご

結集頂き、誠にありがとうございました。集会と

若杉自宅前を通る九〇名の隊列は、闘争勝利にむけての我々の決意と怒りを若杉に突きつけました。

一月四日朝からは、淀

屋橋の三菱東京UFJ銀行大阪店前で、南労会の労働犯罪を訴え、これに手を貸す三菱東京UFJ銀行の責任を追及しました。大口顧客が新年の挨拶に続々と到着する中、

私たちの訴えは銀行側に少なからぬ打撃を加えたと確信しています。

新年冒頭からのご支援・連帯、本当にありがとうございました。

昨年八月五日、南労会闘争は二十一年目の闘いに入りましたが、かくも

■理事会内紛、松浦診療所縮小・閉鎖攻撃との闘い

一昨年八月、組合つぶ

しの元凶である松浦理事長と若杉常務理事の決定的対立が表面化しました。

若杉は紀和病院で、松浦の「女性問題」を宣伝し多数派工作を行い、「松

長き闘争を堅持できたのも港合同と官民の仲間のご支援・共闘があったからこそです。心から厚く御礼を申し上げます。

以下、昨年の闘いを報告し、新たな年の決意を述べさせていただきます。

浦理事長解任」を決議し、

佐藤紀和病院副院長を新理事長に選任しました。

他方、松浦は同年一〇月、理事長としての地位保全などを求める仮処分を申立てました。「理事長解

任は定款違反」「一部の理事の陰謀による違法なクーデター」「(若杉の)

不明朗な財務や情実人事に対し九月から予定されていた特別監査をつぶすことが目的」というのが松浦の主張です。その後、

この仮処分裁判は和解交渉に入りましたが、昨年一月には決裂。その後、

松浦は二月末で南労会を退職することを発表し、一月十八日から猛烈な患者誘導を開始しました。

「三月から西区の山梨病院で週二日診察を行うのでそちらに転院するように」との書面を診察中に渡し、気の進まない患者さんには脅しまがいのこ

とも言い、三月には百二十名の患者さんと共に山梨病院に去りました。若杉は事実上これを容認し、松浦診療所に甚大な被害を与えました。組合は一段階で「松浦が患者さんを誘導して退職すれば、経営的に大打撃を受ける。若杉がそれを理由にして労働者へ犠牲を転嫁することは明白。しかし、そもその原因は理事長解任にあり、その責任は若杉にある。労働者・労働組合が理事会内紛の犠牲にされることは許さない」と主張、「松浦を元の立場にもどせ」と団交で要求しましたが、若杉はヘラヘラと笑い、

真剣に耳を貸しませんでした。三月に入り患者数が激減し、診療所の売上げが月額一千万円減収となる事態が現実化すると、予想通り若杉は自己保身のために診療所の閉鎖と南労会闘争つづしを視野に入れた、診療所縮小—in職組合員への攻撃を開始してきました。昨年末現在で、紀和病院への遠隔地転勤攻撃二名と出張攻撃一名、所内配転一名、土曜休診、健診部解体などです。組合の団交申入れに対して若杉は「転勤、配転は団交で決める問題ではない。経営の専権事項。従わなければ解雇、これをやらなければ診療

所は閉鎖するしかない」と強弁し、組合の権利を否定する許し難い対応をくり返しています。攻撃を受けた当該組合員は三時間半から四時間半の通勤を強制されながら、怒りと闘う意志を固め、歯を喰いしばって闘いぬいています。組合は、若杉の卑劣な攻撃に怒りをたぎらせながら、四名の原職復帰・奪還をめざし、九月府労委申立て等をして反撃しています。

他方、松浦が山梨病院でも利権争いを起こし、昨年十二月一日より近く(医)良和会松浦内科クリニックを開業することを突き止め、話し合いを申し込まましたが、松浦は狼狽・興奮し、話し合いから逃げまわっています。組合は松浦理事長の二〇年間の不当労働行為・争議責任を免罪しません。責任追及をねばり強く行っていきます。

■若杉、松浦、佐藤、南労会の刑事責任を追及する闘い

二〇〇八年三月と四月、東京地裁は、中労委の出した二件の不当労働行為救済命令の一部を支持す

る判決と緊急命令を発しました。その後、大阪地裁は組合と中労委の通報を受け、緊急命令に従わ

ない南労会に対して百万円と四百万円の過料を決定し、一昨年五月、これが確定したため南労会は計五百万円の過料納付に追い込まれました。

また、緊急命令が出された十二回（一九九二年～一九九七年）の一時金未払い事件は、最高裁において命令が確定しました。この結果、南労会は「確定判決に支持された労働委員会命令不履行」状態となり、労組法の規定する刑事罰の対象となりました。若杉らが、一年の禁錮と百万円の罰金

刑に処せられる情勢が到来したということです。二〇年に及ぶ不当労働行為追及の闘いの重要な成果であり、史上例を見ない「悪質な不当労働行為企業・南労会」という評価が社会的に確定したということです。南労会の最大の弱点のひとつであり、今後の裁判闘争、銀行闘争、行政闘争などでの大きな武器として活用しぬくとともに、命令を履行するのか、刑事罰かを迫る闘いを強化することが必要です。

■三菱東京UFJ銀行の責任追及の闘い

十二名の不当解雇、四億円を超える賃金未払い

などの不当労働行為と表裏一体の、未払い賃金を不正に流用した違法な第二薬局開設、別法人の買収、異常な拡大路線の強行などの粉飾決算・不正乱脈経営・事実上の債務超過などにより、南労会

は深刻な経営危機に陥っています。この南労会を支え、診療報酬を全額債権譲渡させるなど、実質的に支配管理下においているのが三菱東京UFJ銀行です。この銀行の責任追及は勝利のために不可欠な闘いであり、御堂筋大阪店へのデモ・街宣・ビラまき・交渉申入れ、株主総会・東京本店への情宣行動などに取りくんできました。銀行は交渉を拒否していますが、明らかにこれらの闘いがこたえています。組合は、銀行の代理人弁護士ではなく、経営責任者が交渉の席につくよう粘り強く闘っていきます。港合同が最も重視する使用者概念拡大の闘いそのものとして買っていきます。

■六億六千万円損害賠償請求裁判闘争

一昨年八月、組合は六億六千万円を南労会に請求する訴訟をおこしまし

た。請求内容は、①一九九一年～一九九七年の五回の賃上げ・十三回の

時金、②遅延損害金、③慰謝料です。請求の根拠は、二〇〇七年九月二六日大阪高裁・永井判決（確定）です。この判決は、賃金・一時金を労働者の唯一の生活の糧とした上で、南労会が不当な減額条件を付すことによつて妥協・協定書締結を妨害し、他の全従業員に遅滞なく支払いながら、支部組合員には支払わないことをくり返した行為は不当労働行為かつ不法行為を構成すると断じ、計四八〇〇万円の慰謝料の支払いを命じた画期的なものでした。しかし賃上げ・一時金相当額の損害については「南労会が違

法な減額四条件を撤回し、誠実に交渉すれば妥結できる（＝支払われる）」との判断をもって請求を棄却しました。ところが南労会は、その後も違法な減額条件を撤回せず、過料まで課せられています。これは永井判決が述べたところの「妥結できない特段の事情」であり、これを根拠に提訴したわけです。

しかし裁判官の労働法制に対する無知・無理解は著しく、単なる民事事件であるような訴訟指揮を続けてあげく、昨年後半には南労会が言うままの主張と超低額の解決金額を示して、「判決は厳し

いですよ。ここで和解しないと」と組合を脅してきました。十二月二十一日交渉は決裂しましたが、直後の十二月二十五日には、十三回の一時金未払いについて、再び中労委より全部救済勝利命令が送達

■賃金も払わず解雇した労働者に破産攻撃を通告

和解交渉の最後の過程で、南労会は被解雇者九名に対し各四百万円から一千数百万円の金額を請求、支払わなければ第三者破産を申立てると通告してきました。組合を敗北的和解に引きずり込むための脅しです。かつて六名の不当解雇に対して裁判所が命じた仮払い賃

されました。裁判は一月十三日から口頭弁論に戻ります。中労委命令の活用も含めて、法廷内外の圧倒的闘いで裁判所の認識をひっくり返さなければなりません。

金などです。未払い賃金も払わずに解雇した上、刑事責任が問われる未払いを続けながら被解雇者に金を請求するとは若杉の卑劣な非人間性を示して余りありません。絶対に許すことはできません。

■まとめ

南労会闘争の原点は南

大阪労働運動の精華である労働者診療所破壊との闘い、団結権破壊・組合つぶしとの闘いです。この原点をしっかりと再確認し、ひとりひとりの組合員の自覚に基づいた闘い、組織としての力を出し切り、執念を燃やして闘いぬき勝利をもぎりとる決意です。

失業、貧困、格差、排外主義の扇動と戦争の緊張の高まる情勢です。今年も早々から府議会での二条例案阻止の闘い、橋下市政との闘い、緊迫する沖縄闘争との連帯、三・一一から一周年の闘い―被災地・被曝者と連帯して原発を止める闘い等な

どがあります。私達も「受けた支援を運動で返す」精神で共に闘っていきます。本年もよろしくお願いたします。

以上